

## Ⅱ 償却資産の申告について

### 1. 申告していただく方

令和8年度償却資産申告書を提出していただく方は、令和8年1月1日現在、事業（製造業、販売業、建設業、サービス業等すべての事業）の用に供することができる償却資産を所有している方です。

（お願い）申告書が届いた方で償却資産をお持ちでない方も、お手数ですがその旨を備考欄に記載し、申告書を提出してください。

### 2. 申告の対象となる資産

申告の対象となる資産は、令和8年1月1日現在において事業の用に供することができる資産です。

- ・ 税務会計上減価償却の対象となるべき資産
- ・ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ・ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- ・ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ・ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ・ 建設仮勘定に経理されている資産
- ・ 貸店舗等を借り受けて事業をされている方が、自ら事業の用に供するために取り付けた内装、造作、建築設備等の資産

### <償却方法と取得価額による申告一覧>

【表1】個人の場合

取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上	減価償却	申告対象
平成元年4月1日から平成10年12月31日までに取得した資産	20万円未満	必要経費	申告対象外
	20万円以上	減価償却	申告対象
平成11年1月1日以後に取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外 ※1
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外 ※2
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

※1 所得税法施行令第138条の適用を受ける償却資産

※2 所得税法施行令第139条の適用を受ける償却資産

【表 2】 法人の場合

取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税 (償却資産)の取扱い
平成元年3月31日までに 取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
		減価償却	申告対象
平成10年3月31日以前に 開始された事業年度に取得した資産 (平成元年3月31日までに 取得した資産を除く。)	20万円未満	損金算入	申告対象外
		減価償却	申告対象
平成10年4月1日以後に 開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外 ※3
		3年間一括償却	申告対象外 ※4
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外 ※4
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

※3 法人税法施行令第133条の適用を受ける償却資産

※4 法人税法施行令第133条の2の適用を受ける償却資産

<法人税・所得税との比較>

項目	固定資産税 (償却資産)の取扱い	国税の取扱い
償却資産の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	定率法(法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様)	建物以外の一般の資産は定率法、定額法の選択制
前年中新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。(租税特別措置法)
増加償却	認められます。	認められます。 (法人税法・所得税法)
評価額の最低限度	取得価額の5/100	備忘価額(1円)まで
少額の減価償却資産(使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満)	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外(注1)	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする。 (法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条)
一括償却資産(取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外(注2)	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能(法人税法施行令第133条の2、所得税法施行令第139条)
即時償却資産(中小企業等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産)	課税対象になります。(注3)	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能 (租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5)

- (注1) 法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。
- (注2) 法人又は個人の方は本来の耐用年数表を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。
- (注3) 固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金又は必要経費に算入された減価償却資産については課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

### <グリーン投資減税の取扱い>

所得税及び法人税において、グリーン投資減税により特別償却（即時償却）の適用を受けた場合であっても、固定資産税（償却資産）においては申告の対象となります。

### <リース資産について>

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

ただし、所有権移転を伴うファイナンス・リースについては、借主が当該資産の申告をする必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、固定資産税（償却資産）の申告対象外となります。

## 3. 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ・ 棚卸資産（商品、原材料等）
- ・ 繰延資産（創立費、開業費等）
- ・ 無形減価償却資産（ソフトウェア、特許権等）
- ・ 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる自動車等
- ・ 牛、馬、果樹、その他の生物（観賞用、興行用のものは申告対象です。）